

【様式 1-8】

一般社団法人山口県観光連盟 御中

「旅々やまぐち割プラス（全国旅行支援）」
登録宿泊施設参加申請書（住宅宿泊事業法適用の民泊事業者）
＜宿泊施設での直接予約を含む＞

「旅々やまぐち割プラス（全国旅行支援）」の登録宿泊施設として参加するため、下記のとおり提出いたします。

【宿泊施設情報】

フリガナ	
宿泊施設名	
所在地	〒
ホームページアドレス	
営業形態 いずれかに○印	1. 予約時のみ営業 2. 毎週決まった曜日に営業（ 曜日） 3. 一定期間営業（ 月 日～ 月 日） 4. その他（ ）
住宅宿泊管理者への委託 いずれかに○印	1. 委託あり →別紙委任状等をご提出ください。 2. 委託なし ※1の場合、以下の項目は管理受託契約を締結している住宅宿泊管理者の情報をご記入ください。
電話番号	日中連絡のつく電話番号を2つご記入ください。 住宅宿泊管理者へ委託している場合は、住宅宿泊事業者及び住宅宿泊管理者の両方の電話番号をご記入ください。
電話番号①	いずれかに○印：1. 宿泊施設 2. 住宅宿泊事業者 3. 住宅宿泊管理者 4. その他（ ）
電話番号②	いずれかに○印：1. 宿泊施設 2. 住宅宿泊事業者 3. 住宅宿泊管理者 4. その他（ ）
FAX 番号	（ ） -
電子メールアドレス	
フリガナ	
経理(会計)担当者名	
施設客室数	_____ 室
最大宿泊受入人数 (1日あたり)	_____ 人
未就学児 宿泊施設使用料 (1人あたり)	_____ 円
未就学児 追加寝具代 (1人あたり)	_____ 円
入湯税 (1人あたり)	_____ 円

※上記の宿泊施設名、所在地、ホームページアドレス、TEL番号①は、「旅々やまぐち割プラス」公式ホームページへ掲載します。

【振込先口座】

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合	労働金庫 農協	本店 支店
	銀行コード	支店コード	① 普通 ・ ② 当座
口座番号			
フリガナ			
口座名義			

「旅々やまぐち割プラス（全国旅行支援）」 販売予定金額申請

■対象事業期間の宿泊について、販売予定金額のうち「宿泊施設での直接予約分のみ」の金額をご記入ください。

（例）1泊2食付き宿泊代金が13,000円、旅々やまぐち割プラス補助額が3,000円の場合、補助額3,000円×人数の計算で算出願います。

① 補助対象商品 販売予定金額	_____円	※旅々やまぐち割プラスの 補助額の合計をご記入ください。
--------------------	--------	---------------------------------

○「旅々やまぐち割プラス（全国旅行支援）」の販売予定金額について下記に根拠等を詳しくご記入下さい。

--

○過去分（2020年1月10日～1月31日宿泊分）の宿泊売上実績

2020年1月分	人	円
----------	---	---

次の項目を確認し、印を記入の上、署名してください。

【宿泊施設登録条件】

次の項目について、すべて満たす必要があります。満たしている項目に印を記入してください。

- 「旅館業法」（昭和23年法律第138号）第3条の規定による許可又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項により住宅宿泊事業を営む旨の届出をした施設など、事業を行うために必要な許可を得ている宿泊施設であること。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条に規定される施設ではないこと。
- 「山口県暴力団排除条例」（平成22年山口県条例第37号）を遵守すること。
- 営業の有無に関わらず必ず連絡のつく電話番号を2つ以上登録すること。
- 宿泊日当日チェックイン時に、観光庁による「旅行業・宿泊業におけるワクチン・検査パッケージ運用ガイドライン」に基づく本大確認と、予防接種済証等（ワクチン接種歴）または検査結果通知書（PCR検査等・抗原定性検査）の確認を行うこと。
（ただし、ワクチン接種確認については旅行会社で既に確認済みの場合は省略可とする。）
※新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、ワクチン・検査パッケージの確認は不要となりました。
- チェックイン・チェックアウト時のお客様への対応計画書を提出すること。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、業種別ガイドラインを遵守しながら、対策を講じること。
※新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、業種別ガイドラインの遵守要請は終了しました。
- 旅々やまぐち割プラス対象の宿泊旅行を、登録旅行会社経由又は宿泊施設への直接予約でお申込みの補助適用者に対して、宿泊施設チェックイン時に、「旅々やまぐち割プラスクーポン」を配布すること。
- 宿泊補助適用の旅行者に対し、平日2,000円分、休日1,000円分（大人・子ども一律）のクーポンを配布すること。また配布にあたっては、補助適用者に受領確認を行う等、正確にクーポンを配布の上、適切に管理すること。
- 万一旅行のキャンセルや日数の短縮等でクーポンの配布額が減少する場合は、宿泊施設の責任において速やかにクーポンを回収すること。また、利用者がアプリ内に既にチャージ済みもしくは使用済みの場合は、現金にて收受すること。
- 旅々やまぐち割プラス対象の宿泊旅行を登録旅行会社又は宿泊施設での直接予約でお申込みの補助適用者のチェックインの際には、補助適用者全員の本人確認を必ず行い、受領書の記入を徹底すること。
- 登録旅行会社が本事業に関する実績提供を求める場合は、それに応じること。
- 精算書類の提出については前月発行分を必ず毎月2回（10・25日）遅滞なく送付すること。
- 登録旅行会社予約においては、「クーポン発行実績報告用送付状」とともに「クーポン受領書」を提出すること。
- 宿泊施設への直接予約においては、精算申請（実績報告）時、回収した「宿泊補助申込書兼クーポン受領書」と併せて、「補助金申請用送付状」と「販売実績がわかる書類」を添えて提出すること。
（宿泊明細書のコピーなど、宿泊代金及び宿泊施設使用料の内訳がわかるもの）
- 旅々やまぐち割プラス公式ホームページ上に宿泊施設名、所在地等の公開に同意すること。
- 山口県観光連盟が必要と判断した場合に、本申請書に記載した情報について山口県の関係部署、事業所所在地の市町及び警察に提供することについて同意すること。
- その他関係法令や公序良俗に反しないこと。

【宿泊補助・クーポン利用条件】

次の項目について、すべて満たす必要があります。満たしている項目に☑印を記入してください。

- 事業予算枠の上限に達した場合は、旅々やまぐち割プラス対象期間中であっても補助の適用は終了となります。**
- 対象者は日本国内に居住する旅行者に限ります。旅行当日に補助金適用者全員分の本人確認書類と予防接種済証等または検査結果通知書の陰性証明の確認が必要です。
- 登録旅行会社が販売する宿泊旅行（募集型企画旅行、受注型企画旅行（一般団体・教育団体）、手配旅行）、登録宿泊施設が販売する宿泊が対象です。申込方法は、登録旅行会社・登録宿泊施設のいずれも対象です。支払方法は登録旅行会社での事前決済、登録宿泊施設での事前決済又は現地決済のいずれも対象です。
- 一人1泊あたり20%補助または3,000円のいずれか小さい方の額を補助します。大人・子ども同額です。※ただし、旅行代金が一人1泊あたり平日で税込3,000円未満、休日で税込2,000円未満の場合は補助の対象外です。旅行代金の発生しない未就学児、有料の添い寝未就学児、食事のみ、布団のみの未就学児も補助の対象です。※ただし上記未就学児の現地で追加した食事代金は対象外です。**
- 宿泊補助は連泊か否かを問わずひとつの旅程において7泊分までです。また、補助は複数回利用可能です。
- 宿泊補助適用の旅行者に対し、一人1泊あたり平日2,000円、休日1,000円（大人・子ども一律）のクーポンをお渡しします。ただし、一人1泊あたり平日税込3,000円未満、休日税込2,000円未満の旅行は配布対象外です。有効期間は、チェックインからチェックアウト日までです。期限内に使用しなかったものは権利放棄扱いとなります。
- 使用済みのクーポンは再度使用することはできません。**
- クーポンの第三者への売買、譲渡、現金との交換は禁止します。**
- キャンセル料の支払いにクーポンは使用できません。**
- クーポンの盗難・紛失・滅失又は偽造・変造・模造等に対して、山口県観光連盟及び事務局は責任を負いません。クーポンの盗難・紛失・滅失等については、登録事業者等へ損害賠償責任が発生する場合があります。**
- お客様の旅行が完了するまで精算申請（実績報告）はできません。**仮にキャンセルや変更等により減額が発生した場合は、宿泊施設の責任において速やかにクーポンを回収するか、既にアプリにチャージ済みの場合は現金にて收受し、適切に返金等を行ってください。
なお、キャンセル料の支払いは補助対象外です。
- 旅々やまぐち割プラス対象期間を過ぎてからの申込みは、いかなる場合も補助の対象にはなりません。
- 精算申請は概要記載の期限までに必ず行ってください。**期限経過後は一切受付できませんので十分にご注意ください。精算報告は実績のない場合も含め、期日までに必ず報告してください。
(報告漏れの後日支払いは不可)
- 山口県内の感染状況等を踏まえて事業の一時停止を知事が判断した場合、山口県の当該地域から出発する旅行については、原則として、引き続き補助金等事業の対象とすることとします。但し、当該都道府県の区域が緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置区域と公示された場合、全事業を一時停止します。加えて、都道府県の感染状況が相当程度悪化していると国が判断する場合には、当該都道府県の全部又は一部の居住者による旅行について、目的地の都道府県において、補助金等事業の対象から除外します。事業が一時停止となった場合、全ての旅行（一時停止となった翌日から起算して8日目以降のご予約済みの旅行予約及び既に申込・清算済の旅行）に対して、旅々やまぐち割プラスは適用外となります。また、山口県観光連盟（及び事務局）からのキャンセル料等の補填はありません。その場合は、直ちにクーポンの利用を停止します。

【その他の遵守事項】

ワクチン・検査パッケージ誓約事項

- 観光庁発表の「旅行業・宿泊業におけるワクチン・検査パッケージ運用ガイドライン」、「県民割支援（地域観光事業支援（需要創出））の運用変更について」（別紙）を熟読し、旅行者へ求める同意事項を確認し、対象の旅行代表者へ販売時に同意を得ます。
- 観光庁発表の「旅行業・宿泊業におけるワクチン・検査パッケージ運用ガイドライン」、「県民割支援（地域観光事業支援（需要創出））の運用変更について」（別紙）を熟読し、販売後へ旅行開始日宿泊日当日に行う実施事項を厳守します。
- ワクチン・検査パッケージに必要な条件を満たさない場合の運用について理解し、旅行者へ事前に案内をします。

- 本事業において、規定に違反した場合及び不正な申請を行った場合は、補助金の全部又は違反若しくは不正に係る部分に関し、返還に応じます。
- 本事業に関する実施状況、経理の状況等について調査を実施する場合、誠実に対応します。
- この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

※新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、業種別ガイドラインの遵守要請は終了しました。

上記の内容について遵守します。

令和 年 月 日

宿泊施設名 _____

代表者氏名 _____

印 _____

以下の書類の添付を確認後、印を記入してください。

- 旅館・ホテル等を営業する上で、必要な許可を得ていることを証する書類（旅館業営業許可証・住宅宿泊事業法）の写し
- 登録宿泊施設（住宅宿泊事業法適用の民泊事業者）参加申請書/販売予定金額申請（本申請書）
- チェックイン・チェックアウト対応計画書
- （住宅宿泊管理業者を窓口とする場合）
 - ① 委任状
 - ② 住宅宿泊管理業務を行う上で、必要な登録を受けていることを証する公的書類の写し
- 口座番号を確認できる書類
（通帳の表紙と中開きのページ（通帳を開いた最初のページ）のコピー、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳の画面を印刷したもの）